

【令和3年度事業者処分等について】

1 特定商取引法

(1) 処分: なし

(2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	29件
・通信販売	20件
・訪問購入	6件
・特定継続的役務提供	1件
・電話勧誘販売	1件
・条例	3件
合 計	60件

2 景品表示法

(1) 措置命令

No.	事業者名及び所在地	違反等の内容	処分公表日
1	株式会社LAPRE 【大阪府吹田市】	<p>①「これが、薬を使わず認知症を改善させた脳のリハビリの方法です」等と表示 →実際には、認知症が改善したと医師が診断しているわけではなく、スクリーニング検査の点数や、顧客や顧客の家族の意見によるものだった。</p> <p>②「認知症専門リハビリ専門LAPREは日本で唯一改善実績のあるリハビリ施設です」等と表示 →実際には、同様の施設が存在していないと自認しているのみだった。</p> <p>③「当院は様々なメディアで取り上げられております」等と表示 →実際には、整体院等の広告として掲載されているものだった。</p> <p>④「事実、認知症専門リハビリを受けたご家族様はこのような結果を手に入れています…」等と12名の顧客の体験談を表示 →実際には、 (i) 本件役務の効果のみで認知症が改善したとの医師の診断がない。 (ii) 認知症の診断を受けていない者の体験談であった。</p>	4.2.17

(2) 指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	57件	優良誤認(23件) 有利誤認(3件) 優良有利誤認(30件) 景品事件(1件)
口頭注意	3件	優良誤認(3件)
計	60件	